

○国土交通省令第四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

国土交通大臣 石井 啓一

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第一条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(認定)

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。

一〇九 (略)

十一 水密すべり戸

十一〇 二十七 (略)

(削る)

二十八 (略)

二十九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）

三十 油圧ポンプ及び油圧モータ

三十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）

三十二 熱交換器

三十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ及びピ

ストン

三十四 (略)

(削る)

(削る)

三十五 (略)

三十六 船尾軸封装置

三十七 四十 (略)

四十一 燃料油タンク

四十二 四十三 (略)

(削る)

四十四 五十 (略)

改正前

(認定)

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。

一〇九 (略)

(新設)

十一〇 二十六 (略)

二十七 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）

(新設)

二十八 (略)

二十九 蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ

(新設)

(新設)

(新設)

三十 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、シリンダカバ、ピストン、油冷却器、水冷却器、冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ

三十一 (略)

三十二 ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ

三十三 排気タービン過給機の空気冷却器

三十四 (略)

(新設)

三十五 三十八 (略)

(新設)

三十九 四十 (略)

(新設)

四十一 燃料油移送ポンプ及びビルジポンプ

四十二 四十八 (略)

- (削る) 四十九
- (削る) 五十
- 五十一 (略)
- (削る) 五十二
- (削る) 五十三
- 五十二 揚貨装置
- 五十三 五十七 (略)
- 五十八 定周波装置

2 (略)

(認定の基準)

第五条 (略)

- 一・二 (略)
- イ・ロ (略)

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生(学校教育法による短期大学の卒業者を除く。)にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	(略)
(略)	学 科

- 四十九 消火ポンプ
- 五十 バラストポンプ
- 五十一 (略)
- 五十二 貨物油ポンプ
- 五十三 油圧ポンプ及び油圧モータ
- (新設) 五十四 五十八 (略)

2 (略)

(認定の基準)

第五条 (略)

- 一・二 (略)
- イ・ロ (略)

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学、学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めて告示で指定した学校において、次の表の上欄に掲げる認定に係る船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄に掲げる学科における所定の課程を修めて卒業し、かつ、当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について、学校教育法又は旧大学令による大学の卒業生(学校教育法による短期大学の卒業者を除く。)にあつては三年以上、その他の者にあつては五年以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件	(略)
(略)	学 科

二 (略)	(略)
三 第三条第一項第九号、第十一号から第十三号まで、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで、第四十二号又は第四十三号に掲げるもの	化学に関する学科
四 第三条第一項第十四号、第四十四号又は第五十一号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十号、第十七号、第十八号、第二十二号から第三十五号まで、第三十七号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第三十六号、第四十六号、第四十九号又は第五十号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

2 (略)
 八 (略)
 三〇八 (略)
 (略)

(整備規程の認可)
 第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船

二 (略)	(略)
三 第三条第一項第九号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第三十九号又は第四十号に掲げるもの	化学に関する学科
四 第三条第一項第十三号、第四十二号、第五十一号又は第五十四号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十六号、第十七号、第二十一号から第三十八号まで、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十九号、第五十号、第五十二号又は第五十三号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第四十四号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

2 (略)
 八 (略)
 三〇八 (略)
 (略)

(整備規程の認可)
 第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船

船又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型)とに行う。

- 一〜六 (略)
- 七 排気タービン過給機
- 八〜二十四 (略)
- 二・三 (並)

別表第一 (第5条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
船尾骨材、かじ、だ頭材、 <u>だ心材</u> 、水密すべり戸又は燃料油タンク	1・2 (略) 3 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、 <u>だ心材</u> 、水密すべり戸又は燃料油タンクの製造工事のための作業に必要な設備
(略)	(略)
ポンプ(油圧ポンプを除く。)、油圧ポンプ、油圧モータ、弁、コック又は操だ装置	1〜3 (略) 4 その他認定に係るポンプ(油圧ポンプを除く。)、油圧ポンプ、油圧モータ、弁、コック又は操だ装置の製造工事のための作業に必要な設備

船又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型)とに行う。

- 一〜六 (並)
- (新設)
- 七〜二十三 (並)
- 二・三 (並)

別表第一 (第5条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
船尾骨材、かじ、だ頭材又は <u>だ心材</u>	1・2 (略) 3 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材又は <u>だ心材</u> の製造工事のための作業に必要な設備
(略)	(略)
蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、弁、コック、燃料油移送ポンプ、消火ポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油	1〜3 (略) 4 その他認定に係る蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、弁、コック、燃料油移送ポンプ、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油

(略)	(略)
熱交換器	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 その他認定に係る熱交換器の製造工事のための作業に必要な設備
縦軸推進装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロペラの項に定める設備 2 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の製造工事のための作業に必要な設備
船尾軸封装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴムパウンドを作るために必要な次の設備 <ol style="list-style-type: none"> イ ゴム切断機 ロ ゴム混合を行うための設備 ハ 予熱用オーブンロール ニ ストレーナー 2 加硫を行うために必要な設備

ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータ	ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータの製造工事のための作業に必要な設備
(略)	(略)
内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 その他認定に係る内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器の製造工事のための作業に必要な設備
縦軸推進装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロペラの項に定める設備 2 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の製造工事のための作業に必要な設備

	<p>3 成型作業に必要な設備</p> <p>4 鑄造作業に必要な次の設備</p> <p>イ 木材の乾燥設備</p> <p>ロ 木工機械</p> <p>ハ サンドミルその他の砂処理装置</p> <p>ニ サンドストリンガーその他の造型機械</p> <p>ホ 鑄型乾燥炉</p> <p>ヘ キュボラその他の溶解炉</p> <p>ト サンドブラストその他砂落としに必要な設備</p> <p>5 切削加工に必要な次の設備</p> <p>イ 旋盤</p> <p>ロ フライス盤</p> <p>ハ ボール盤及び中ぐり盤</p> <p>6 洗浄作業に必要な設備</p> <p>7 その他認定に係る船尾軸封装置の製造工事のための作業に必要な設備</p>
(略)	(略)
揚貨装置	<p>1 加熱作業に必要な次の設備</p>
船灯	<p>1 塑性加工に必要な設備</p> <p>2 切断作業に必要な設備</p> <p>3 その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備</p>

(略)	(略)
船灯	<p>1 塑性加工に必要な設備</p> <p>2 切断作業に必要な設備</p> <p>3 その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備</p>

	<p>鍛造用加熱炉</p> <p>イ 熱処理炉</p> <p>ロ 滲炭炉又は窒化炉</p> <p>ハ 焼ばめに必要な設備</p> <p>ニ 切断作業及び溶接作業に必要な次の設備</p> <p>イ 自動ガス切断機</p> <p>ロ パイプ切断機</p> <p>ハ 自動溶接機及び手動アーク溶接機</p> <p>ニ 溶接用材料の乾燥設備</p> <p>3 切削加工に必要な次の設備</p> <p>イ 平削り盤</p> <p>ロ 形削り盤及び立削り盤</p> <p>ハ 旋盤</p> <p>ニ フライス盤</p> <p>ホ ボール盤</p> <p>ヘ 歯切り盤</p> <p>ト 研削盤</p> <p>4 その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備</p>
(略)	(略)
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置	<p>1～4 (略)</p> <p>5 その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器</p>

(略)	(略)
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器	<p>1～4 (略)</p> <p>5 その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器</p>

又は定周波装置の製造工事のための作業に必要な設備

別表第二 (第 5 条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置	1～3 (略) 4 <u>かじ、水密すべり戸又は燃料油タンク</u> にあつては、 <u>圧力試験に必要な次の設備</u> イ・ロ (略) 5 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸、燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必要な設備
(略)	(略)
ポンプ(油圧ポンプを除く。)、油圧ポンプ、油圧モーター又はウオータージェット推進装置	1～3 (略) 4 その他認定に係るポンプ(油圧ポンプを除く。)、油圧ポンプ、油圧モーター又はウオータージェット推進装置の検査に必要な設備

器の製造工事のための作業に必要な設備

別表第二 (第 5 条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材	1～3 (略) 4 <u>かじ</u> にあつては、 <u>圧力試験に必要な次の設備</u> イ・ロ (略) 5 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材又はだ心材の検査に必要な設備
(略)	(略)
蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、ウオータージェット推進装置、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操	1～3 (略) 4 その他認定に係る蒸気機関の循環ポンプ若しくは復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ若しくは噴燃ポンプ、ボイラの給水ポンプ若しくは噴燃ポンプ、ウオータージェット推進装置、燃

(略)	(略)
熱交換器	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 その他認定に係る熱交換器の検査に必要な設備
縦軸推進装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロペラの項に定める設備 2 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備
船尾軸封装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 材料試験に必要な次の設備 <ol style="list-style-type: none"> イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機その他ゴムパウンドの検査に必要な設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備

	<u>だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータ</u>
(略)	<u>料油移送ポンプ、ビルジポンプ、操だ装置、消火ポンプ、バラストポンプ、貨物油ポンプ、油圧ポンプ又は油圧モータの検査に必要な設備</u>
(略)	(略)
	<u>内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器</u>
縦軸推進装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 その他認定に係る内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器の検査に必要な設備
縦軸推進装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 プロペラの項に定める設備 2 中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3 その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備

	<p>備</p> <p>ニ 定量分析装置</p> <p>ホ 鋳物砂の試験に必要な設備</p> <p>2 水圧試験に必要な設備</p> <p>3 その他認定に係る船尾軸封装置の検査のために必要な設備</p>
(略)	(略)
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置	<p>1 (略)</p> <p>2 その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置の検査に必要な設備</p>

別表第三 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機	<p>1～3 (略)</p> <p>4 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機について整備規程に従い整備を行うために必要な設備</p>

(略)	(略)
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器	<p>1 (略)</p> <p>2 その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器の検査に必要な設備</p>

別表第三 (第21条関係)

区分	設備
(略)	(略)
内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービン	<p>1～3 (略)</p> <p>4 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービンについて整備規程に従い整備を行うために必要な設備</p>

(略)	(略)
-----	-----

別表第四 (第21条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
内燃機関、船内外機、船外機、 <u>ガスタービン又は排気タービン過給機</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <ol style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 内燃機関、船内外機、船外機、<u>ガスタービン</u>にあつては、<u>油圧試験に必要な設備</u> 3 <u>ガスタービン又は排気タービン過給機</u>にあつては、<u>バランス試験に必要なバランスダンシ</u> 4 内燃機関、船内外機、船外機、<u>ガスタービン</u>にあつては、<u>陸上試験に必要な設備</u> 5 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、<u>ガスタービン又は排気タービン過給機</u>について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備

(略)	(略)
-----	-----

別表第四 (第21条関係)

区 分	設 備
(略)	(略)
内燃機関、船内外機、船外機 又は <u>ガスタービン</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) <ol style="list-style-type: none"> イ (略) ロ <u>油圧試験に必要な設備</u> 3 <u>ガスタービン</u>にあつては、<u>バランス試験に必要なバランスダンシ</u> 4 <u>陸上試験に必要な設備</u> 5 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機又は<u>ガスタービン</u>について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備

(略)

(略)

(略)

(略)



(船舶等型式承認規則の一部改正)

第二条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

改正前

別表第一 (第3条、第29条関係)

別表第一 (第3条、第29条関係)

型式承認及び検定	型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)
防火戸の動力開閉装置	91,900	1個につき 2,600
送風機		
羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	97,800	1個につき 1,850
〃 0.6メートル以上	102,900	1個につき 2,450
〃 0.9メートル未満のもの		
〃 0.9メートル以上	122,500	1個につき 4,200
〃 1.2メートル未満のもの		
〃 1.2メートル以上	126,900	1個につき 7,000
〃 1.5メートル未満のもの		
〃 1.5メートル以上		
型式承認及び検定		
防火戸の動力開閉装置	91,900	1個につき 2,600
型式承認及び検定		

もの 1.5メートル以上 のもの	131,400	1個につき	10,400
(略)	(略)	(略)	(略)
液量計測装置	117,400	1個につき	4,500
ゴムホース	44,400	1本につき	100
(略)	(略)	(略)	(略)
完全保護衣	98,700	1個につき	3,600
完全保護衣の手袋	61,600	1個につき	450
完全保護衣の長靴	62,200	1個につき	450

別表第一の二 (第29条関係)

	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)
(略)	(略)	(略)
防火戸の動力開閉装置	91,700	1個につき 2,600
羽根車の外径が0.6メートル	97,600	1個につき 1,850

(略)	(略)	(略)
液量計測装置	117,400	1個につき 4,500
(略)	(略)	(略)
完全保護衣	98,700	1個につき 3,600

別表第一の二 (第29条関係)

	型式承認 (単位円)	検定 (単位円)
(略)	(略)	(略)
防火戸の動力開閉装置	91,700	1個につき 2,600

及び検定		送風機	
	トル未満のもの		
〃	0.6マートル以上	102,700	1個につき 2,450
〃	0.9マートル未満のもの		
〃	0.9マートル以上	122,300	1個につき 4,150
〃	1.2マートル未満のもの		
〃	1.2マートル以上	126,700	1個につき 7,000
〃	1.5マートル未満のもの		
〃	1.5マートル以上のもの	131,200	1個につき 10,300
(略)	(略)	(略)	(略)
液量計測装置	117,200	1個につき	4,450
ゴムホース	44,200	1本につき	90
[略]	[略]	[略]	[略]

及び検定			
(略)	(略)	(略)	(略)
液量計測装置	117,200	1個につき	4,450
(略)	(略)	(略)	(略)

完全保護衣	98,600	1個につき	3,550
完全保護衣の手袋	61,400	1個につき	440
完全保護衣の長靴	62,000	1個につき	440

別表第二(第29条関係)

		検定(単位円)	
(略)		(略)	
防火戸の動力開閉装置		1個につき	2,300
送風機	羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	1個につき	1,750
	0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	1個につき	2,300
	0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1個につき	3,900
	1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	1個につき	6,600
"	1.5メートル以上のもの	1個につき	9,700
(略)		(略)	
液量計測装置		1個につき	4,100

完全保護衣	98,600	1個につき	3,550
-------	--------	-------	-------

別表第二(第29条関係)

		検定(単位円)	
(略)		(略)	
防火戸の動力開閉装置		1個につき	2,300
(略)		(略)	
液量計測装置		1個につき	4,100

ゴムホース	1本につき	90
(略)	(略)	
完全保護衣	1個につき	3,200
完全保護衣の手袋	1個につき	420
完全保護衣の長靴	1個につき	420

別表第二の二 (第29条関係)

	検定 (単位 円)
(略)	(略)
防火戸の動力開閉装置	1個につき 2,250
送風機	
羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	1個につき 1,750
〃 0.6メートル以上0.9メートル未満のもの	1個につき 2,300
〃 0.9メートル以上1.2メートル未満のもの	1個につき 3,900
〃 1.2メートル以上1.5メートル未満のもの	1個につき 6,500
〃 1.5メートル以上のもの	1個につき 9,600

(略)	(略)
完全保護衣	1個につき 3,200

別表第二の二 (第29条関係)

	検定 (単位 円)
(略)	(略)
防火戸の動力開閉装置	1個につき 2,250

(略)	(略)	(略)
液量計測装置	1個につき 4,050	(略)
ゴムホース	1本につき 90	(略)
(略)	(略)	(略)
完全保護衣	1個につき 3,200	(略)
完全保護衣の手袋	1個につき 410	(略)
完全保護衣の長靴	1個につき 410	(略)
(略)	(略)	(略)
液量計測装置	1個につき 4,050	(略)
(略)	(略)	(略)
完全保護衣	1個につき 3,200	(略)



附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八
年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の
同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定に
より受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業
場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

<p>蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ及び潤滑油ポンプ、ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、消火ポンプ、バラストポンプ並びに貨物油ポンプ</p>	<p>ポンプ（油圧ポンプを除く。）</p>
<p>内燃機関の油冷却器及び水冷却器並びに排気タービン加給機の空気冷却器</p>	<p>熱交換器</p>